

消費税軽減税率制度 説明会を開催します。

軽減税率制度が実施される令和元年10月1日まで、残りわずかです。
軽減税率制度は、すべての事業者の方に関係があります。

●消費税軽減税率制度に対応するための準備として、

- ① 取扱商品の軽減税率8%、標準税率10%の判断
- ② 売上や仕入(経費)に軽減税率対象品目がある場合は、税率ごとの区分経理への対応
- ③ 複数税率に対応したレジやシステムへの改修等

などが必要です。

そこで、軽減税率制度や事業支援措置の理解を深め、準備を進めていただくために、次の日程により軽減税率制度説明会を開催しますので、是非、ご参加ください。会員以外の方も参加できます。

参加費
無料

開催日時	定員	開催場所	留意事項	連絡先
令和元年8月26日(月) ①10:00~11:30 ②14:00~15:30	各30名	倉敷市 児島産業振興センター 2階 会議室 倉敷市児島駅前 1-37	事業者向けの説明会で、どの回も同一の内容です。 【要 事前申し込み(予約)】 ※開催日前日(①②)は8月23日(金)までに、下記参加申込書に必要事項をご記入の上、FAXにてお申し込みください。(TEL可) ※なお、定員になり次第、締め切らせていただきます。	児島商工会議所 中小企業相談所 ☎086-472-4450
令和元年9月3日(火) ③10:00~11:30 ④14:00~15:30	各30名			
令和元年9月11日(水) ⑤10:00~11:30 ⑥14:00~15:30	各30名			

※ 定員がございますので、必ず事前の申し込み(予約)をお願いします。

※ 当日は、筆記用具をご持参ください。

※ 会場の駐車場は限りがございますので、公共交通機関等をご利用ください。

切り取らずに、ファックスしてください。

参加申込書

FAX 086-474-3506 児島商工会議所 中小企業相談所 行

出席希望の回に「○」を付けてください。

○	開催日(回)
①	令和元年8月26日(月)
②	
③	令和元年9月3日(火)
④	
⑤	令和元年9月11日(水)
⑥	

申込者名等	
業種	当てはまる業種に「○」を付けてください。 飲食業 卸売業 小売業 製造業 建設業 サービス業 その他
事業所名(氏名)	フリガナ
所在地(住所)	
氏名(複数の場合、代表者)	フリガナ
電話番号	(日中、連絡が取れる電話番号の記入をお願いします。)
	参加者数 名

※ご記入いただいた情報は、主催・後援団体からの連絡、情報提供等のために利用させていただき、その他の目的には一切利用いたしません。

■主催／児島商工会議所 中小企業相談所

■後援／児島税務署・中国税理士会児島支部・(公社)児島法人会・児島間税会・児島青色申告会・児島税務署管内納税貯蓄組合連合会

● 軽減税率制度ってなに？



実施時期はいつなの？



令和元年10月1日

(消費税引上げと同時)

税率はどうなるの？



標準税率10% (消費税率7.8%、地方消費税率2.2%)

軽減税率 8% (消費税率6.24%、地方消費税率1.76%)

軽減税率の対象品目は何？



○酒類・外食を除く飲食料品

○週2回以上発行される新聞

(定期購読契約に基づくもの)

● 日々の取引や経理にどのような影響があるの？

日々の業務で対応が必要
となること



取扱商品や仕入れ(経費)の適用税率の
確認などが必要です。

帳簿・請求書等の記載方法



税率を区分して記載するなど、一定の記載
事項が加わります。

令和5年10月1日からは適格請求書等
の交付・保存が必要です。

消費税の申告



税率ごとに区分して税額計算を行う必要が
あります。

● 飲食料品の取扱いがない事業者の方や免税事業者 の方も対応が必要となる場合があります！

課税事業者の方

軽減税率対象品目の売上げがなくても、
軽減税率対象品目の仕入れ(経費)が
あれば対応が必要です。

免税事業者の方

課税事業者と取引を行う場合、区分
記載請求書等の交付を求められる場合
があります。

全ての事業者に
関係があります！



帳簿・請求書・レシート等を税率ごとに
区分して記載する必要があります。
飲食料品の販売がない事業者についても、
飲食料品等の購入がある場合、対応が必要です！

POINT

軽減税率制度に関するお問合せ先

消費税軽減税率電話相談センター (軽減コールセンター)
【専用ダイヤル】0120-205-553 または 0570-030-456
《受付時間》9:00～17:00 (土日祝除く)



レジや受発注・請求書管理システム等の
導入や改修等が必要になることがあります。

POINT

軽減税率対策補助金が拡充されました！

軽減税率対策補助金に対するお問合せ先

軽減税率対策補助金事務局 【URL】<http://kzt-hojo.jp/>
【専用ダイヤル】0120-398-111 または 0570-081-222
《受付時間》9:00～17:00 (土日祝除く)